

中山法華経寺における真蹟遺文の伝来過程について

寺 尾 英 智

はじめに

日蓮聖人の遺文は、真蹟・写本・刊本の三つの形態により伝えられた。なかでも真蹟は、写本・刊本に対しては原本であり、また、現行遺文における真蹟の存在は約六七パーセントを占めている(1)。この様に、遺文が後世にどの様に伝えられていったかを考察する上において、真蹟遺文の位置は小さくない。しかし、真蹟遺文の伝来過程についての詳細な検討は、あまり行なわれてはいない(2)。

ところで、真蹟遺文の伝来について、二つの特徴が指摘されている。蒐集・護持と、分与による断片化である(3)。前者には、本寺の貫首による真蹟管理、或は聖教管理権、更にそれに基づく教学管理権が想定され、後者には真蹟管理権に基づく真蹟分与権が想定されている(4)。真蹟遺文の伝来過程を明らかにすることは、貫首権とし

ての真蹟管理権を検討する上においても必要なことと云えよう。

そこで本稿においては、中山法華経寺(5)を取りあげ、同寺における真蹟遺文の伝来過程について検討を行いたい(6)。なぜならば、現在最もまとまって真蹟遺文を所蔵するのが法華経寺であり、また同寺の開創者は、日蓮聖人の有力な檀越であった富木常忍(日常)であって、各種の記録等により、開創期からの伝来過程がたどれると考えられるからである。

一、

法華経寺における真蹟遺文の伝来過程を検討する上で手懸となるものに、聖教目録・靈宝目録等の各種の目録がある。これらの目録の記事の比較対照を行なうことにより、真蹟遺文全体の伝来過程を概観することが出来る。

法華經寺における真蹟遺文の目録としては、現在管見に入つたものに次の七点がある。

①『常修院本尊聖教事』（『日常目録』と略称）永仁七年（一二九九）三月六日、法華經寺初祖日常（富木常忍）の作成した若宮法華寺の本尊聖教の目録。法華經寺所蔵（？）。

②『本尊聖教録』（『日祐目録』と略称）康永三年（一三四四）二月九日、法華經寺三世日祐の作成した法華寺・中山本妙寺兩寺の本尊聖教の目録。法華經寺所蔵（8）。

③『日侘御手前ニ有之御靈宝』（『日侘目録』と略称）天正一九年（一五九一）九月一三日、法華經寺一〇世日侘の作成した靈宝目録。写本京都本法寺所蔵（9）。

④『中山靈宝之注文』（『日典目録』と略称）天正二〇年（一五九二）三月一八日、法華經寺一一世日典の作成した同寺の靈宝目録。写本京都本法寺所蔵（10）。

⑤『正中山御靈宝目録』（『日珙目録』と略称）慶長三年（一五九八）正月一三日、法華經寺一二世日珙の作成。日珙が法華經寺前住日典より堺において請取つた靈宝の目録。堺妙国寺所蔵（11）。

⑥『正中山法花經寺御靈宝之惣目録』（『日窓目録』

と略称）寛永九年（一六三二）九月二四日、法華經寺一二世日窓の作成した同寺の靈宝目録。同寺二九世日貞の代まで使用されていたものの重写本、京都頂妙寺所蔵。

⑦『正中山法華經寺御靈宝目録』（『靈宝目録』と略称）法華經寺六一世日充、在山は享保八年（一七二三）（同一一年（一七二六）、以降に作成された同寺の靈宝目録。中山淨光院所蔵（12））。

さて、上記の各目録の真蹟遺文の記事を整理したものが、△史料1√である。「遺文番号」は、『定遺』所載遺文と比定されるものについて、同書の遺文番号を示した（13）。「遺文名」は、『日祐目録』所載遺文は同書により、他は適宜による。「現蔵」欄の○印は法華經寺に真蹟現蔵、△印は法華經寺以外に真蹟遺文が所蔵されることを示し所蔵者は「備考」に示した。

△史料1√によれば、法華經寺における真蹟遺文は、三つのグループに分けられる。①『日常目録』以来の傳來にかかるもの（1〜68、△史料1√の通し番号、以下同様）、②『日祐目録』に新たに加わつたもの（69〜94）、③『日常目録』『日祐目録』以降に新たに加わつたもの（95〜111）、である。一方、『日常目録』『日祐目録』に記載されながら現在法華經寺に伝わらないものがある

17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	
			図	図					図				断	一	一	一	遺文番号
		二	一	三					三				三	四	一	一	
		一	八	二					一				七	五	九	八	遺文名
													爾	取	(觀	
													門	要	觀	心	日常目錄 (1299)
													同	抄	心	本	
													異	抄	本	尊	日祐目錄 (1344)
													上	御	抄	抄	
																	日倅目錄 (1591)
																	日典目錄 (1592)
																	日珽目錄 (1598)
																	日窓目錄 (1632)
																	靈寶目錄
																	現
																	藏
																	備考

35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18		
	三 六 四		三 九 八	四 一 三			一 九 五	一 六 三		三 五 一	二 一 一	二 九 四	二 八 九	四 一 四				遺文番号	
	自本馬御返事	尼公所勞御歎由事	尼公延命事	尼公參詣難有由事	施衣食於人果報事	承久調伏事	尼公御返事	鮮白比丘尼事	病輕重事	同 右	尼公所勞祈于天由事二通 ② ①	尼公讚嘆御狀	治病大小權実違目	転重輕受事	大日天等	玄六譬如良医等文	記十有人至以前引等文	籤三只以入実等文	遺文名
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	日常目錄 (1299)	
																		日祐目錄 (1344)	
													○	○	○			日侘目錄 (1591)	
				○	○		○	○		○							○	日典目錄 (1592)	
				○	○		○	○		○							○	日珖目錄 (1598)	
				○	○		○	○		○	○	○	○				○	日窓目錄 (1632)	
				○	○		○	○		○	○	○	○				○	靈宝目錄	
	○		○	○		○	○	○	△	○	○	○	○				○	現 蔵	
				臨写本						平賀本土寺蔵								備考	

75	74	73	72	71	70	69	68	67	66	65	64	63	62	61	60	59	58	
三九三	三四三	一七〇	一七九	一七〇	二〇四	七三	七二			一三	一一	三二	一六	一四	一〇	一〇	七四	遺文番号
八幡大菩薩事	度御難事	遣太田禪門許御書	一代五時函	法門可申様	立正安国論	大師講事	真間积迦仏御供養事	進御衣布御帷御返事	自佐土御書	同右	伊与房器量由事二通	可置越後房下野房由事	壳袈裟奉上仏者事	身延山へ入御時御状	御恋慕由事	御対面期靈山浄土事	母尼公信法華条悦思食事	遺文名
								○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	日常目録 (1299)
○	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○	○	○	○	日祐目録 (1344)
○		○	○	○	○											○		日侘目録 (1591)
						○					○	○						日典目録 (1592)
					○						○	○						日玳目録 (1598)
○	○	○	○	○	○	○					○	○				○		日窓目録 (1632)
○	○	○	○	○	○	○					○	○				○		靈宝目録
○	○	○	○	○	○	○				△	○	△	○	△	○	△		現蔵
										京都本圀寺蔵	小湊誕生寺蔵	小松原鏡忍寺蔵						備考
																		熊本本妙寺蔵

97	96	95	94	93	92	91	90	89	88	87	86	85	84	83	82	81	80	79	78	77	76
一 二 九	一 〇 八	八 一 三	四 二 三	四 一 三								三 〇 四	四 三 四	断 一 九	四 一 七			三 六 一	一 五 九	二 四 三	三 七 〇
弁殿尼御前御書	安国論送状	十章抄	十勝御書	秘書一帖 <small>反古草子</small>	一代五時四	四聖前縁事	說此經已即入静室等文	外典抄要文如来誕生入滅事	法師品文等	一家宗要文種熟脱事	恒河七種衆生要文	別時意等文	一代勝劣諸師異解事	正嘉元年御書	小乘小仏等	嘉祥五時	是諸大乘文	慈覚大師事	真言宗僻見事	金珠女事	即身成仏事

			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	○		○	○	○										○						○
○	○											○	○	○		○		○	○	○	○
○		○	○								○	○	○					○	○	○	○
○	○	○	○	○	○						○	○	○	○	○			○	○	○	○
○	○	○	○	○	○						○	○	○	○	○			○	○	○	○
○	○	○	○	○	○						○	○	○	○	○			○	○	○	○

って明らかになつた点について、更に検討を加えたい。

二、

『日常目録』は、日常自ら開創した若宮法華寺の本尊聖教目録として作成されており⁽¹⁴⁾、本書記載の真蹟遺文は、日常の真蹟蒐集の成果を示すと考えらる。そこで同書記載の遺文を検討することにした。

まず大部分を占める書状(22以下、49は除く)について、現存遺文の宛所を一覧すると、次の通りである⁽¹⁵⁾。

〔富木氏宛〕	……23	・25	・30	・34	・37	・38	・39	・40	・41	・42	・43	・44	・46	・48	・50	・54	・55	・56	・58	・59	・61	・62	・64	・65	・68	
〔富木尼宛〕	……24	・63																								
〔大田・曾谷・金原氏宛〕	……22																									
〔法鑿房宛〕	……52																									
〔不明〕	……27	・28																								

また、現存遺文の遺文名にみえる「尼公」は富木尼を指しており(24・25・34・37)、現存しないものも同様であると考えられ、やはり富木氏又は同尼に宛られた書状であろう(26・29・32・33・36)。以上、書状はごく一

部を除き、富木氏・同尼に宛られたものが一括して日常により法華寺へ伝えられたと言えよう。

次に著述・要文集等(1~21)について検討する。まず、富木氏のもとに送られたことが明らかなのは、1(『観心本尊抄』)である。本書の副状(2)は、富木氏宛である。他に富木氏が聖人より賜わつたと考えられるものに、5・6がある。両書ともに表紙に常忍自筆で「主常忍」「常忍」とある。また、4・5・7の料紙は、富木氏の手元に集積された文書を利用しており⁽¹⁶⁾、この点から本書はふたたび聖人より富木氏へ伝えられたものであろうか。

以上に見たように、日常の真蹟蒐集は他からの蒐集ではなく、自らが聖人より与えられた遺文を散佚することなく一括して伝えたものと言えよう。そして、日常の真蹟遺文を伝えようとする意志を端的に表わしたものが、次に示す「日常置文」である。

定置条々事、

一 聖人御書并六十卷以下聖教等、不可出寺中事、右、惜聖教事雖似法慳、至借失者尚甚於彼、仍雖有何大事、出当寺困外事、一向可停止之、但至要時、於道場披見之事、非制限、聖教目録別稱有之、

一 聖教殿居事、

如日常存生之時、無一分懈怠、可被勤之(17)、

尚、この様な真蹟遺文の取扱規定は、日高・日祐の置文にも見られ(18)、本寺の貫首による真蹟管理権を示すものとして最初期のものであろう(19)。

さて、前述したように『日常目録』に記載された真蹟遺文の大部分は、書状である。書状は、『観心本尊抄』『法華取要抄』等の著述と異なり本来題名はない。従って、『日常目録』において一々に名称が付されているこ

△史料2▽

遺文番号	日常の注記	日常目録
六六	問注時可存知由事	問注時可存知由事
一〇一	御对面期靈山浄土由事	御对面期靈山浄土由事
一一九	観心本尊抄御副状	(観心本尊抄) 御副状※
一二六	佐渡よりの御文 伊与房器量由事	伊与房器量由事
一四〇	法花行者逢難事	法華行者逢難事
一六二	壳袈裟奉上仏者事	壳袈裟奉上仏者事
二四二	到建治三四十 末代法花行者位並用心書也	末代法華経行者位並用心事
二九四	治病大小権実違目	治病大小権実違目

※『日祐目録』による。

とは、目録作成に先立つ整理が行なわれていることを想定させる。そこで真蹟遺文を検索した結果、日常による注記を見出すことが出来た(20)。これを『日常目録』の遺文名と対照したものが△史料2▽である(21)。日常の注記は、『日常目録』所載の遺文全てに見出された訳ではないが、△史料2▽に見られる両者の一致は、『日常目録』の作成に先立って日常自らの手による整理が行なわれていることを跡付けよう。

日常の注記については、更にその位置に注意される。

遺文番号	日 常 目 録	日 朝 本	平 賀 本	刊 本
<p>六六 七二 八九 九二 一〇六 一四〇 一五七 二一二 二二二 二四二 二五五 二七七 二九四 三一〇 三六七</p>	<p>問注時可存知由事 真間釈迦仏御供養事 転重軽受事 自寺泊之御書 諸宗違目事 法華行者逢難事 聖人知三世由事 物忘者事 道場神守行者事 末代法華経行者位並用心事 不可親近謗法者事 就類種相對種法門事 治病大小権実違目 稟権出界法門 諸経与法華経難易事</p>	<p>御抄三人御中 真間御仏供養状 寺泊御抄 真言諸宗違目 法華行者難逢事 聖人知三世事 忘持経事 道場神守行者事 初心行者位抄<small>四信五品抄</small> 不可親近謗法者事 始聞仏乘義<small>種類相對御書</small> 治病抄 常忍抄<small>稟権出界事</small></p>	<p>真間仏供養御書 転重軽受事 寺泊之御書<small>イ本云秘事御書也云々</small> 真言諸宗違目 法華行者逢難事 聖人知三世事 物忘者事 道場神守行者事 末代法華行者位並用心事 富木殿御書 治病抄 稟権出界抄 諸経与法華経難易事</p>	<p>御書問註時可存知事 真間御仏供養逐状 転重軽受法門<small>周利般特抄</small> 寺泊御書<small>又号贖命重宝抄</small> 真言諸宗違目 法華行者值難事 聖人知三世事 忘持経事 道場神守行者事 四信五品抄 不可親近謗法者事 始聞仏乘義 治病大小権実違目 常忍抄<small>又号稟権出界抄</small> 諸経与法華経難易事</p>

即ち、△史料2√に示したものは、二四二(遺文番号、以下同じ)以外は全て上書の傍にある。一例を示せば、

一一九の上書は第二紙奥であるが、

「観心本尊抄御副状」(イヒツ) 一〇〇

富木殿

日蓮

とある。また一六二の上書は、第一紙端裏であり、日常の注記も同所になされている(22)。以上から、日常の整理は各書状の体裁を変化させることなく、例えば卷子への成巻、原初的な形のまま行なわれていたことが明らかである。

上述のように『日常目録』の遺文名は、日常の整理によって付されたと考えられ、それは大旨内容によっている。この様な遺文整理は、管見の限り他に例を見ない。そこで『日常目録』の後代に与えた影響について、一瞥しておきたい。△史料3√は、『日常目録』と『録内御書』諸本(23)における遺文名を対照したものである。対照したのは「日朝本」「平賀本」「刊本」(24)の三種にすぎないが、傾向はつかめよう。△史料3√によれば、それぞれ差はあるもののほぼ $\frac{1}{3}$ 〜 $\frac{2}{3}$ の名称が、『日常目録』と一致しており、『日常目録』の遺文伝承上に与えた影響は小さくないと考えられよう(25)。

三、

『日祐目録』は、内題に「両寺法花本妙本尊聖教録」(26)とあるように、法華寺・本妙寺両寺の目録である。真蹟遺文も同様であり、法華寺伝来分は末尾に「已上法花寺聖教目録分」(27)とあり、その内容は記載形式に至るまで『日常目録』とほぼ同一である(1〜69)。相異点は『日常目録』の66・67・68が減り(28)、新たに2・69が増えていること(29)、『日常目録』末尾の「八通雜御御状有之」(30)が「一昏宛御状十三通」(31)となっていることである(32)。

『日祐目録』で新たに加わった本妙寺伝来分は、70〜94である。このうち70〜91は、『日祐目録』では法華寺伝来分に引続いて一括して記載されている。そこで、まず70〜91について検討を加えよう。

70は嘉元四年(一一三〇六)正月三日付「沙弥道正授与状」(33)により、日高が道正より授与されたものであることが明らかである。次に71以下について、書状について宛所を検討すると、智妙房宛75、四条金吾宛74、大田氏・同尼宛73・76・77・78・79、不明71(三位房宛とされる)となり、大田氏・同尼宛が中心を占めている。

以上から、要文集等に未詳な部分が多いが、70〜91は一応、日高以来一括して本妙寺に伝来した真蹟であると推定されよう⁽³⁴⁾。

次に92は、康永四年（一三四五）に本妙寺に寄進されたものであり、寄進状が存する⁽³⁵⁾。93・94の伝来については、未詳である⁽³⁶⁾。

『日祐目録』において注意されるのは、法華寺伝来の真蹟が本妙寺のそれ（94を除く）と一の箱に入れられ、本妙寺の宝蔵に納められていることである⁽³⁷⁾。これは日高以降、貫首は本妙寺に常住して法華寺・本妙寺両寺を兼ねたとされることに対応しよう。

四、

『日常目録』『日祐目録』以降、新たに法華経寺に伝えられたものは、95以降である。法華経寺への伝来の経緯が明らかかなものを示すと、次の通りである。

95は、「天目坊^中敷嶋より被弘候しを、無相違申沙汰候間、此時喜^ニ被与法義候」を、応永一七年（一四一〇）三月二日に本妙寺へ寄進したものである⁽³⁸⁾。

101は、応永二七年（一四二〇）七月一日付「日英讓状」に「一御自筆御消息中、滝泉寺申状、多古峯可入申

也」⁽³⁹⁾とみえる。

105は、明徳三年（一三九二）二月八日に日浄によって寄進されている⁽⁴⁰⁾。

106は、暦応四年（一三四一）の日忍の奥書があり⁽⁴¹⁾、多古妙光寺に伝来したものと考えられる。101或は105等といっしょに法華経寺へ寄進されたものか、未詳⁽⁴²⁾。

以上、95以降については、多古妙光寺に伝来したと考えられるものが数点存する外は、内容に統一性を見出すことは出来ない。

次に『日祐目録』以降における、法華経寺からの真蹟遺文の散佚について見てみよう。散佚の時期が少数の例外を除き、『日祐目録』『日常目録』以前、即ち天正一年〜二〇年以前であろうことは、既述の通りである。

ところで、文祿二年（一五九三）日典は日珽によって「不克主職、猥散蔵物、内構邪計」⁽⁴³⁾と徳川家康に訴えられて隠居せられ、翌年日珽が法華経寺の貫首となる。いわゆる法華経寺の上方三山による輪番制の開始である⁽⁴⁴⁾。日典の隠居の原因である「猥散蔵物」が、25以下の法華経寺以外に現蔵される真蹟遺文であることは既に指摘されている⁽⁴⁵⁾。散佚年代も、例えば63については、天正一五年（一五八七）以降文祿三年（一五九四）

以前と推定されているが(46)、ここではその年代を更に前述の通り天正一九年(二〇)年以前としておきたい。

尚、三山輪番の開始との関係が考えられるものに、日俛・日典による法華経寺の真蹟遺文の二分割がある。

『日俛目録』『日典目録』の記載が重複しないことは既述した通りである(47)。また『日俛目録』の冒頭に「法華経寺法財之内別於王前御証文可被成一大事御相伝之御書奉隨身目録」とあり、これは天正一九年(一五九一)三月二〇日付「日俛置文」(48)と関連すると考えられる。一方『日典目録』については、末尾に「私云以上此分現拝見 文禄三年三月廿三日 日通」とあり、日典隠居後の文禄三年(一五九四)三月二三日に、日通(恐らく本法寺日通)は本書記載の真蹟遺文を拝見しており、慶長三年(一五九八)正月一三日、日俛は「従日典於于界請取分注文」たる『日俛目録』を作成しているが、その内容は『日典目録』とほぼ一致している。以上によれば、天正末年の頃、法華経寺の真蹟は隠居日俛と当日日典とのもとに二分割されており、『日俛目録』『日典目録』はその折に作成されたと思われる。そして、このような事態を、「不克主職、猥散藏物、内構邪計」の一つとして想定することも、可能であると思われる。

法華経寺における真蹟遺文が現蔵とほぼ一致するのは、『日窓目録』『靈宝目録』においてである(49)。そして正保三年(一六四六)の大修理により、現在の真蹟の形態がほぼ定まったと言える。また慶長一年(一六〇六)四月二六日、時の貫首日通以下法華経寺の末寺大衆は「本妙法華経寺御靈宝一字一点度不可紛失」事を連判して誓ったが、この「本末連判帳」には、以後歴代の貫首が署判を加え(50)、靈宝格護の誓を新たにしている。

おわりに

法華経寺における真蹟遺文の伝来過程について、若干の考察を行なった。以下、本稿における指摘をまとめ、結びとしたい。

まず、『日常目録』作成に先立ち、日常により整理が行なわれ、書状に名称が付されている。この日常の付した名称は、後世の『録内御書』にも影響を与えている。『日常目録』の大部分は、富木氏(日常)↓法華寺と伝来されたものであり、『日祐目録』の本妙寺分の大部分は、大田氏・日高↓本妙寺と伝来されたと考えられ、『日祐目録』に至って両方ともに本妙寺の宝蔵へ納められている。

『日常目録』『日祐目録』以降の増加と散失は、ほぼ天正末年までに終了しており、増加分については、伝来について一定のまとまりが見られない。

天正末年頃は、法華経寺の真蹟は、日侘と日典のもとに二分割されていたと推定される。

現蔵とほぼ一致するのは、近世初期『日窓目録』に至つてである。

以上、伝来過程の概略の指摘にとどまった。尚、伝来過程における具体的形態の変化、特に正保三年の大修理等については、全く考察を加えることが出来なかつた。今後の課題としたい。

付記 本稿作成にあたり、中山法華経寺をはじめ京都本法寺、

同頂妙寺、中山浄光院、日蓮教学研究所におかれましては、貴重な聖教・史料の閲覧をさせていただき、また中尾堯博士、遠藤得水軒各位には閲覧の際多大の便宜を計つていただきました。末筆ながら記して感謝いたします。

註

(1) 立正大学日蓮教学研究所編『昭和定本日蓮聖人遺文』(以下『定遺』と略称)の正篇・凶録・断簡所収遺文における、真蹟を全篇或は一部分存する遺文教の割合。

(2) 真蹟遺文の伝来過程について検討を加えた論考の主なものに、山川智応氏『本化聖典解題提要』、浅井要麟氏『日蓮聖人教学の研究』、鈴木一成氏『日蓮聖人遺文の文献学的研究』等がある。

(3) 高木豊氏「諸本解説」(『日本思想大系・日蓮』所収)。

(4) 高木豊氏註(3)前掲稿、同「日蓮とその門弟」。

(5) 「中山法華経寺」という名称は、戦国寺時代になって用いられ、それ以前においては若宮法華寺・中山本妙寺の両寺一主の制であった。しかし、本稿においては、両寺のどちらか一方を示す必要がある場合等を除き、戦国時代以前においても法華経寺の名称を用いた。

(6) 法華経寺における真蹟遺文の伝来を扱ったものには、註(2)前掲稿、高木豊氏「近世初頭における関西日蓮教団の動向」(宮崎英修氏編『近世法華仏教の展開』所収)等がある。

(7) 立正大学日蓮教学研究所編『日蓮宗宗学全書』(以下『宗全』と略称)一卷、『定遺』三卷所収。

(8) 稲田海素氏『日蓮聖人御遺文対照記』、『宗全』一卷、『定遺』三卷、『日蓮教学研究紀要』一一号「資料紹介(山本尊聖教録)」(『資料紹介』と略称)所収。本稿では『資料紹介』によつた。なお『日祐目録』の書誌学的問題点については、拙稿「『本尊聖教録』の書誌的覚書」(『日蓮教学研究紀要』一〇号所収)、同「『本

『尊聖教録』の書誌学的検討（同上二二号所収）、同『資料紹介』を参照されたい。

(9) 日蓮教学研究所架蔵写真帳による。

(10) 本書は『日皖目錄』とともに本法寺一〇世日通の書写にかかると思われる。日蓮教学研究所架蔵写真帳による。

(11) 本史料は冠賢一教授の御教示をえた。日蓮教学研究所架蔵写真帳（日蓮宗宗宝調査会撮影）による。

(12) 明確な成立年次は、末尾を欠くため未詳である。

(13) 『定遺』所載遺文との比定にあたっては、『定遺』三卷所収の『日常目錄』『日祐目錄』の頭注、立正安国会編

『日蓮大聖人御真蹟対照録』（『対照録』と略称）脚注、鈴木一成氏『日蓮聖人遺文の文献学的研究』、山中喜八氏『日蓮聖人の遺文と真蹟』（『田山方南華甲記念論文集』所収）、同『聖教殿格護の日蓮聖人御真蹟』（『中山法華経寺誌』所収）を参照した。

(14) 永仁七年（一二九九）三月四日付「日常置文」に「一人御書并六十卷以下聖教等、不可出寺中事、（略）聖教目錄別有之」（中尾堯氏編『中山法華経寺史料』—『史料』と略称—二七頁）とある。「聖教目錄」は、『日常目錄』を指すと考えられる。

(15) 宛所については、次のようにした。富木氏宛は、宛所が複数であっても富木氏が含まれるものは、富木氏宛とした。宛所が欠けるものは、本文中、或は『定遺』等によ

り宛名が明らかとなるものは、該当ヶ所に含めた。尚、40・50の宛所は『定遺』によれば、不明（末尾欠、「御返事」であるが、両書ともに「日澄写本」（信伝の転写本、北山本門寺所蔵、日蓮教学研究所架蔵写真帳による）により、富木氏宛とした。

(16) 中尾堯氏『日蓮宗の成立と展開』、同『富木殿御返事』と日蓮聖人伝の検討（『日蓮教団の諸問題』所収）を参照。

(17) 『史料』二七頁。

(18) 「日高置文」（『史料』三一頁）、「日祐置文」（『史料』四四～五頁）。

(19) 高木豊氏「諸本解説」（『日本思想大系・日蓮』所収）。『対照録』による。尚、書状以外で日常の注記が見られるものに、14がある。本書の日常の注記及び『日常目錄』の遺文名は、「下方他方旧住事 不弘本門事」「下方他方旧住菩薩事」である。

(21) 一一九（遺文番号）は『日常目錄』未記載であるが、日常の注記が存することからすれば、当然『日常目錄』に記載されるべきものであろう。或は記載洩れか。

(22) 現在、一六二の上書は第一紙の袖に貼綴がれているが、慶長六年（一六〇一）の日通の臨写本（京都本法寺所蔵、日蓮教学研究所架蔵写真帳による）、原本の所見によれば、本来は第一紙端裏であったことが明らかである。

- (23) 〈史料3〉で対照したのは、書状のみである。「日朝本」「平賀本」「刊本」の遺文名は、『定遺』三卷所収の各本の目録による。『録内御書』諸本については、冠賢一氏『近世日蓮宗出版史研究』を参照。
- (24) 『定遺』三卷所収の「刊本録内」が、刊本のどの版によったかは未検。
- (25) なお、この点については、更に今後の検討課題としたい。
- (26) 『資料紹介』七頁。
- (27) 同右一二頁。
- (28) 三通のうち68は『日常目録』に「弘法寺被納」（『定遺』二七三二頁）とあり、弘法寺へ納められた様である。
- (29) 2については註(21)参照。69を現存遺文に比定するについては、六七と七三との両説がある（註(13)の各書参照）。ここでは次の理由により、七三に比定した。①六七は折紙一紙であり、『日祐目録』の「一番宛御状十三通」の中に含まれると考えられること、②七三は「定遺」目次等によれば大田氏宛とされるが、「日澄写本」（信伝の転写本、北山本門寺蔵、日蓮教学研究所架蔵写真帳による。高木豊氏註(19)前掲稿参照）によれば富木氏宛とされること、③『日典目録』以下の各目録の記述は、七三を指していること。
- (30) 『定遺』二七三二頁。
- (31) 『資料紹介』一二頁。
- (32) 「雑雜御状」「一番宛御状」は、〈史料1〉には含まれていない。具体的検討は今後の課題としたい。
- (33) 『史料』二九頁。
- (34) 日高は、大田氏の子息であるとされる（『日蓮宗事典』日高の項等）。
- (35) 康永四年二月二日付「日蓮寄進状」（『史料』四二頁）。93の紙背には、4・5・7同様、富木氏関係の文書が存在している。註(16)参照。
- (36) 『資料紹介』一〇頁以下、同上三九頁。
- (37) 「沙弥法義寄進状」（『史料』五七〜八頁）。
- (38) 『史料』二二〇頁。本讓状は刁菊丸（後の本法寺日親）宛であり、日親が中山門流を擯出された時に没収されたものか、或は多古峯（妙光寺）から法華經寺へ寄進されたものであろう。
- (39) 同書日淨筆奥書（『対照録』下卷一六三頁）。
- (40) 『対照録』下卷三二〇頁。
- (41) 106と同様の奥書を持つものに『天台深極抄』『天台四教略抄』がある（共に法華經寺蔵、奥書は『宗全』一卷四五二頁以下）。105の奥書によれば、日淨は日忍の弟子と考えられる。
- (42) 『本化別頭仏統紀』（『日全本』三九四頁）。
- (43) 日典から日珽への眞首交替と三山輪番制については、高木豊氏「近世初頭における関東日蓮教団の動向」（『史

潮」八〇号所収)、同「近世初頭における関西日蓮教団の動向」(宮崎英修氏編『近世法華仏教の展開』所収)を参照。

(45) 高木豊氏註(44)前掲稿。宮崎英修氏『日蓮宗の祈禱法』。

(46) 高木豊氏「近世初頭における関西日蓮教団の動向」(宮崎英修氏編『近世法華仏教の展開』所収)。

(47) 76は、『日徧目録』の記載はその前半部分であり、『日徧目録』の記載は後半部分である。尚、94(現存三巻)が『日徧目録』「上二巻」と『日徧目録』「下巻数十八丁」とで重複しているが、『日徧目録』は現存の下巻に相当するところから、『日徧目録』の二巻は現存の上・中巻と考えられよう。

(48) 『史料』二〇一頁。本文は次の通り。

仰吾山者日祐聖人御化導之靈場、今丸山引移、改而正東山日本寺名、高祖大聖人御相伝之积尊并御互之正御影奉致安置、且又、立正安国論者、此宗之肝心、広宣流布之最要也、一宗之血脉者宗祖大聖人より日常聖人之相承、某日徧迄十一代之正統移此畢又、(略)

天正十九年卯三月廿日 日徧(花押)

(49) 日徧の法華経寺貫首就任以後における真蹟遺文の散佚として特異な例に、108がある。本書は『日徧目録』に「一内記左近殿御書 三丁」、「日徧目録」に「一内記入道御

(50)

書之替從大治右衛門殿
來表具有之二枚とあるが、現蔵は第一紙堺妙国寺、第二紙日暮里本行寺である。

『千葉県史料、中世篇、諸家文書』二八一〜二八五頁。